

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月22日
【会社名】	日本車輛製造株式会社
【英訳名】	NIPPON SHARYO, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 一弘
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
【電話番号】	052-882-3313
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 戸松 裕二
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区三本松町 1 番 1 号
【電話番号】	052-882-3313
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 戸松 裕二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社および当社グループの財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日
2019年11月22日

(2) 当該事象の内容

当社は、米国子会社であるNIPPON SHARYO U.S.A., INC.（以下、「日車USA」という。）の米国工場について閉鎖の決定をして以降、米国工場について第三者への売却等を進めてまいりました。また、その資産のうち一部は売却が完了しましたが、残りの資産についても引き続き売却等を進めてまいりました。

このたび、日車USAの取締役会において、残りの資産すべてを売却することを決議いたしました。これに伴い、売却見込額を反映した回収可能価格が資産の帳簿価格を下回ったため、2020年3月期第3四半期（累計）の連結決算において特別損失として減損損失を計上する見込みです。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2020年3月期第3四半期（累計）の個別決算において、減損損失として11億15百万円を特別損失に計上する見込みです。なお、当該損失は連結決算において計上されるものであり、個別業績に与える影響はありません。また、上述の金額は現在の売却見込額に基づいて算出しており、今後の交渉の進捗状況により変動する可能性があります。

以 上